

※ この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出していただければ結構です。

## 債権者登録書（新規・変更）

改正日：平成22年3月2日

(フリガナ) 住所(所在地)			
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名			
郵便番号	電話番号(代表)		
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払(口座振込) 3 隔地払(送金通知書) 4 隔地払(振替払出証書)		
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	銀行 (金庫)	支店	支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他( )		支払方法が「2」の場合記入
金融機関・支店番号	口座番号		
(フリガナ) 口座名義人			
※ 前払金専用口座登録時の注意 … 債権者コードの末尾(11桁目)に「A(大文字、半角)」、(複数口座があるときはB,C~とする) 氏名(漢字)の前に「(前金)」を入力			
(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 (金庫)	支店	公共工事等の前金 払を受ける場合の 専用口座を記入
金融機関・支店番号	口座番号	(普通)	
(フリガナ) 口座名義人			
備考			
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。			
年 月 日 兵庫県あて 住所(所在地) 氏名又は法人名等 代表者の職氏名印 印			

(注意事項)1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。

皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県(各部局、かい)に対する債権者(予定者)として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。

2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が2年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。

3 原則的に電話番号(代表)が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号(代表)を記入していただくようお願いします。

4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず登録書(変更)を提出してください。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

5 支払方法が「3 隔地払(送金通知書)」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取(払渡)となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入(支店名は不要)してください。